



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 見目

東京労働局、定期監督結果 — 36協定等、労働時間の管理を忘れずに!!

東京労働局が平成22年に実施した定期監督結果が発表になりました。今回は、定期監督結果と特に多かった違反内容についてご案内いたします。



従来までの工業的業種から第3次産業（保健衛生業、商業、娯楽施設業等）の定期監督実施が増えている。

約7割の事業場で労働基準法の違反が発覚

違反のうち、36協定の未締結・未提出、限度外オーバーの時間外労働等、労働時間に関する事項が最も多い。

就業規則不備も2割 第三次産業を集中指導

東京労働局 監督結果

平成22年に東京労働局管内18労働基準監督署が実施した定期監督は9469件で、前年の5274件よりも4195件多い。22年は、建設業や製造業など、工業的業種から第3次産業（保健衛生業、商業、娯楽施設業等）の定期監督実施が増えている。

東京労働局（山田亮局長）は、平成22年に実施した定期監督結果をまとめた。社会福祉施設を含む保健衛生業への立入調査を約4倍に増やすなど、第三次産業を中心とした監督指導を展開したところ、71.5%の事業場で労働基準法などの違反がみつかった。労使協定を結ばずに時間外労働に従事させるなど違法な長時間労働が3割、就業規則の未作成・届出も2割超に上っている。保健衛生業のほか、商業、接客娯楽業の各重点指導業種で違反率が8割を超えており、順法意識の低さが浮き彫りになった。

協定なし残業など違反7割に

も同2.4倍の504件に達している。監督結果によると、対象事業場の71.5%で労働基準法などの法違反が発覚した。前年の違反率68.6%を2.9割上回っている。

違反内容は、時間外・休日労働協定（36協定）の未締結・届出または協定した時間の限度を超えて時間外労働を行わせる「労働時間」関係が違反率30.7%でトップ。次いで、時間外・深夜労働の割増賃金を支払わない「割増賃金」関係が23.6%となった。

就業規則の未作成・届出、雇入れ時における書

36協定の締結、届出漏れが多く見られます。適切な労働時間の管理という面でも、36協定の手続きを忘れないようにしましょう。違反した場合、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

その他お知らせ

8月1日から雇用保険の「基本手当日額」が引き上げになります。...助成金の支給額に影響しますのでご注意ください！

【年齢ごとの最高額】

30歳未満	6,145円	6,455円	30歳以上45歳未満	6,825円	7,170円
45歳以上60歳未満	7,505円	7,890円	60歳以上65歳未満	6,543円	6,777円

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL . 03-3526-4277